

令和8年度第1回森町地域公共交通会議 次第

日時：令和8年8月7日(金) 14:00～

場所：森町町民生活センター2階 集会室

1 開 会

2 会長挨拶

3 協議事項

(1) 森町地域公共交通法定計画実施状況及び事業計画について 【資料1】

(2) 東遠学園組合が実施する市町村福祉有償運送の更新登録について 【資料2】

(3) 森町地域公共交通会議要綱等の改正について 【資料3】

(4) ハッピーライドin静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）実施
概要報告及び実施に係る町営バス吉川線運賃割引について 【資料4】

4 報告事項

(1) 地域タクシー運行実績報告について 【資料5】

(2) 秋葉線・秋葉中遠線・磐田線の運賃改定について 【資料6】

5 そ の 他

6 閉 会

○森町地域公共交通会議要綱

平成19年11月26日告示第66号

改正

平成23年3月28日告示第99号

平成29年11月24日告示第87号

令和3年11月22日告示第154号

令和6年3月27日告示第61号

令和6年7月23日告示第132号

森町地域公共交通会議要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項並びに地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、変更及び実施に関し必要となる事項を協議するため、森町に、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域交通法の規定に基づく交通計画の作成、変更及び実施に関すること。
- (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項に関すること。
- (5) その他法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第3条 会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の役員又は職員

- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の役員又は職員
 - (3) 町内において現に自家用有償旅客運送を行っている規則第49条に規定する特定非営利活動法人等の役員又は職員
 - (4) 住民又は利用者の代表
 - (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 静岡県袋井土木事務所長又はその指名する者
 - (7) 静岡県袋井警察署長又はその指名する者
 - (8) 森町社会福祉協議会会長又はその指名する者
 - (9) 学識経験のある者その他会議が必要と認める者
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者
- (委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び監事)

第6条 会議に会長1人及び監事2人を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 監事は、会長が指名する。

6 監事は、会議の監査事務を行う。

(議事)

第7条 会議は、会長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の前項の規定の適用については、前条第4項に規定する委員は、会長とみなす。

5 会議は、簡易な議事については書面による開催とすることができるものとする。

6 会議は、これを公開しなければならない。ただし、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

(協議の結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 会長は、第2条各号に規定する所掌事務について、必要な調査、検討、資料の作成等を行うため、会議に部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成23年3月28日告示第99号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月24日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年11月22日告示第154号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日告示第 61 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 23 日告示第 132 号）

この告示は、公示の日から施行する。

森町地域公共交通法定計画 実施状況及び事業計画について

1 令和 7 年度森町地域公共交通会議事業報告書

令和 7 年度は、森町地域公共交通会議を 2 回と運賃検討部会 1 回を開催した。

年 月	内 容
7 月	令和 7 年度第 1 回森町地域公共交通会議の開催 ○開催日：令和 7 年 7 月 29 日（火） ○令和 6 年度事業報告及び収支決算について【協議】 ○森町地域公共交通法定計画実施状況及び事業計画について【協議】 ○森町地域公共交通会議要綱等の改正及び運賃検討部会の設置について【協議】 ○ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）実施概要報告及び実施に係る町営バス吉川線運賃割引について【協議】 ○地域タクシー運行について【報告】
1 月	令和 7 年度第 2 回森町地域公共交通会議の開催 ○開催日：令和 8 年 1 月 21 日（水） ○地域間幹線系統に対する今後の取組方針等について【協議】 ○単独維持困難及び市町自主運行バス事業の申出に対する対応方針について【協議】 ○令和 8 年度森町地域公共交通会議事業計画案及び予算案について【協議】 ○掛川市原田地区における自家用有償旅客運送者の更新手続き（案）について【協議】 ○地域タクシー実証運行経過報告について【報告】 ○自主運行バス磐田線における運賃改定について【報告】
2 月	令和 7 年度森町公共交通会議 運賃検討部会（書面決議） ○開催日：令和 8 年 2 月 17 日（火） ○自主運行バス磐田線における運賃改定について【協議】

2 森町地域公共交通法定計画 実施状況及び事業実施計画シート

基本理念	持続可能なまちづくりを支える公共交通の構築 ～町民・来訪者から選ばれる公共交通～
基本方針	(1) ニーズに対応した公共交通 (2) まちづくりと交流を推進する公共交通 (3) 地域で支え合い、地域を支える公共交通

※1 評価基準については、以下のとおり

- ・計画以上の達成又は実施できた 「◎」
- ・計画通り達成又は実施できた 「○」
- ・未達成又は実施できなかった 「△」

※2 実施内容については、実施した事業内容を記入する。

※3 事業実施計画は、今年度実施予定の計画を記入する。

事業名			令和7年度 実施内容	令和7年度評価	令和8年度 事業実施計画
施策1	1	鉄道の維持	・天竜浜名湖鉄道について、沿線市町と連携して、経営支援及び利用促進を行った。 ・町内会等の3団体がレールフレンドシップ事業を実施し、町から事業経費に対して補助を行った。 ・利便性向上のため、戸綿駅公衆トイレの外装修繕を実施 ※レールフレンドシップ事業：団体、天竜浜名湖鉄道(株)及び町において、同意書を締結した上で、天竜浜名湖鉄道(株)が管理する沿線区域内で清掃や除草等の美化活動を実施する事業	○	・天竜浜名湖鉄道について、沿線市町と連携して、引き続き経営支援及び利用促進を実施していく。 ・レールフレンドシップ事業の実施及び町から事業経費に対して補助を実施する。
	2	幹線バスの維持・改善	・沿線市町と連携し、欠損額の補助により、バス事業者の負担軽減及び路線維持を図った。 ・秋葉線及び秋葉中遠線の乗降調査について、バス事業者及び沿線市町で実施した。 ・ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）	○	・沿線市町と連携し、欠損額の補助により、バス事業者の負担軽減及び路線維持を図っていく。 ・バス事業者や県、沿線市町と連携し、運転手不足や利用促進に係る取組を実施・検討・支援していく。 ・秋葉線及び秋葉中遠線の乗降調査について、沿線市町と協力

			の実施（令和7年12月13日・14日実施） ・人件費や物価高騰により、運行経費が増加し、当初予算額では足りなくなったため、3月補正予算にて対応し、路線維持を図った。 ・秋葉線再編プロジェクトに参加し、秋葉線沿線市町やバス事業者、学校関係者と連携し、秋葉線の現状や課題を共有した。		して実施していく。（令和8年6月4日・24日に実施） ・秋葉線再編プロジェクトに引き続き参加し、秋葉線沿線市町やバス事業者、学校関係者と連携し、秋葉線の現状や課題について情報共有をしていく。 ・ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の実施（令和8年12月13日～14日、19日～20日実施予定）
	3	自主運行バス（磐田線）の維持・改善	・県から補助を受け、運行路線の維持を図った。 ・<u>令和8年度の運行方式を、欠損補助方式から委託契約方式へ移行するための協議を関係者間で実施した。</u> ・<u>令和8年2月17日（火）に、令和7年度森町地域公共交通会議運賃検討部会で磐田線運賃改定に係る協議を実施（書面決議）</u>	○	・<u>磐田市が契約主体となり、秋葉バスサービス(株)との業務委託契約方式へ変更（令和8年4月1日契約済み）</u> ・<u>令和8年5月1日から運賃改定を実施</u> ・運行路線を引き続き維持していく。 ・沿線市町やバス事業者、県と連携し、運転手不足や利用促進に係る取組を実施・検討していく。 ・ダイヤ改正や運賃改定等の検討

事業名			令和7年度 実施内容	令和7年度評価	令和8年度 事業実施計画
施策2	1	町営バスの維持・改善	・県から補助を受け、運行路線の維持を図った。 ・教育委員会と連携して、バス通学利用者の利用状況の把握等を行った。 ・遠江総合高校2年生が、キャリア教育の一環で製作したベンチを町営バス吉川線元開橋バス停に設置した。 ・町営バスの運行を委託している NPO 法人への理事会及び総会への参加や委託事業者と定期的に打合せ実施など、連携や情報共有を行った。 ・ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の実施（令和7年12月13日・14日実施）	○	・運行路線を引き続き維持していく。 ・幹線系統のバス路線や天竜浜名湖鉄道との接続を強化するため、ダイヤ調整を検討する。 ・利用促進や利便性向上に係る取組を実施・検討していく。 ・関係部署や関係事業者と連携や情報共有を図っていく。

	2	新たな交通手段の導入	・一宮地区及び園田地区の地域タクシーについて、新たに調剤薬局3か所を目的地に加え、令和7年10月から本格運行を実施した。	○	・地域タクシーについて、事業の改善や見直しを検討していく。
	3	患者バスの見直し	・患者バス一宮線について、令和7年度9月末まで運行し、10月からは地域タクシーへ転換した（患者バス一宮線は廃止）。 ・7月5日（土）一宮地区町内会長連絡協議会で、患者バス一宮線廃止と地域タクシーへ転換する説明会を実施した。	○	・大河内線、大久保線は、利用状況を鑑みながら、運行の維持や改善方法について、検討していく。

事業名			令和7年度 実施内容	令和7年度評価	令和8年度 事業実施計画
施策3	1	公共交通マップの改定・配布	・令和8年度改定に向けて、内容の検討を実施した。	○	・状況に応じて、公共交通マップの改定・配布を行う。 ・令和8年度改定に向けて、調整していく。
	2	新たな交通手段の情報の発信及び地域説明会や使い方講座の開催	・地域タクシーの周知・PRのため、民生委員・児童委員や移動支援ボランティア協力会員に対し、制度説明と協力依頼を行った。 ・チラシの回覧を実施した。（令和7年9月・令和8年2月）	○	・地域タクシー本格運行開始に伴い、チラシの配布 ・地域タクシーの周知・PRのため、民生委員・児童委員や移動支援ボランティア協力会員に対し、制度説明と協力依頼を行う。
	3	高校生のためのバス通学利用促進パンフレットの作成	<u>・自主運行バス磐田線及び秋葉線・秋葉中遠線の運賃改定が予定されていたため、パンフレットの配布は実施できなかった。</u>	△	・町内の中学3年生に対して、高校進学に向けたバス通学パンフレットを作成し、配布する。 ・遠江総合高校生徒のためのバス通学利用促進パンフレットを作成し、高校生へ配布する。
	4	バスの乗り方教室等の実施	・秋葉バスサービス(株)で、宮園小学校児童にバスの乗り方教室を実施した。 ・アクティ森「はたらくくるま大集合！」のイベント（4月27	○	・町内の小学校でバスの乗り方教室を実施する。

		日) で、大型バス車両展示		
5	森町地域公共交通利用券助成事業の継続	・ <u>令和7年度申請件数 67 件（目標申請数：152 件）</u> ・ ホームページや町広報誌、民生委員・児童委員の会議等で、周知及びPRを実施	△	・ 令和8年度目標申請数：172 件 ・ ホームページや町広報誌、民生委員・児童委員の会議、地域説明会等で周知及びPRを実施する。 ・ 広報誌による周知の回数を検討（年2回から3回）
6	運転免許証自主返納者等割引サポート事業の周知及び内容の拡充検討	・ 運転免許証返納時やホームページで、周知及びPRを実施	○	・ 運転免許証返納時やホームページで、周知及びPRを実施 ・ 事業内容拡充を行う。
7	バス車両のバリアフリー化及び運賃キャッシュレス化	・ 秋葉バスサービス(株)で、ノンステップバス2車両購入 ・ 民間路線バス車両に導入した運賃キャッシュレス化のPR	○	・ 民間路線バスの車両購入については、ノンステップバスを購入する。 ・ 民間路線バス車両に導入した運賃キャッシュレス機器のPRをする。
8	ボランティア移動支援の継続及び利用条件緩和の検討	・ <u>令和7年度末時点のボランティア移動支援の協力会員登録者数：32 人（目標数 23 人）</u> ・ 広報誌や町内公民館で開催されている通いの場への訪問等で、ボランティア移動支援の周知及びPRの実施 ・ 新規ボランティア養成講座、移動支援制度や運転の心構え等を学べる講習会、ボランティアの調整会議を開催した。	◎	・ 計画最終年度目標会員数：35 人 ・ 広報誌や町内公民館で開催する通いの場への訪問等で、ボランティア移動支援の周知及びPRを実施する。 ・ 新規ボランティア養成講座、移動支援制度や運転の心構え、森町地域公共交通法定計画の位置付け等を学べる講習会、ボランティアの調整会議を開催する。
9	重度の障がいがある方へのタクシー利用券交付	・ 対象者へタクシー乗車券の配布実施	○	・ 対象者へタクシー乗車券の配布を実施する。

町内公共交通運行状況（利用者数、町財政負担額）

区分	路線名	利用者数 （人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	前年比
		町負担額 （円）							
民間路線バス※１	秋葉線	利用者数	78,480	79,191	88,809	92,751	77,685	107,490	138.4%
		町負担額	8,921,000	11,933,000	13,241,000	14,549,300	13,985,000	24,708,000	176.7%
	秋葉中遠線	利用者数	198,635	183,168	184,020	211,021	224,276	233,293	104.0%
		町負担額	5,894,000	9,120,000	9,115,000	11,237,000	17,310,000	20,471,000	118.3%
鉄道※２	天竜浜名湖鉄道	利用者数	351,326	376,203	366,085	369,569	368,774	363,563	98.6%
		町負担額	20,435,000	26,599,000	23,584,000	19,765,000	39,480,000	38,704,000	98.0%
自主運行バス（町営バス）※３	吉川線	利用者数	3,353	5,552	4,334	4,129	4,217	4,604	109.2%
		町負担額	5,085,799	5,048,477	5,389,587	5,435,655	5,921,468	6,633,510	112.0%
	大河内線	利用者数	3,571	4,601	4,764	4,870	4,359	4,494	103.1%
		町負担額	4,016,416	3,831,102	3,672,481	4,048,720	3,650,783	3,621,128	99.2%
自主運行バス※４	磐田線	利用者数	31,427	31,082	36,975	36,838	36,486	37,092	101.7%
		町負担額	1,831,000	1,528,000	1,240,000	2,051,000	2,630,000	3,246,000	123.4%
地域タクシー 一実証運行※５	一宮地区	利用者数					252	272	107.9%
	園田地区	利用者数					171	272	159.0%
	合計町負担額						504,420	671,170	133.0%
地域タクシー 一運行※６	一宮地区	利用者数						230	—
	園田地区	利用者数						267	—
	合計町負担額							738,140	—
患者バス※７	大河内線	利用者数	513	390	255	173	170	128	75.3%
	大久保線	利用者数	653	583	342	322	313	238	76.0%
	一宮線	利用者数	4	5	22	26	14	5	35.7%
	合計町負担額		2,930,355	3,040,457	3,102,154	3,247,711	3,411,041	3,178,546	93.2%
総合計町負担額			49,113,570	61,100,036	59,344,222	60,334,386	86,892,712	101,971,494	117.4%

- ※ 1 民間路線バスの利用者数は、前年10月から当年9月までの集計値（（例）令和5年度：令和4年10月から令和5年9月まで）
民間路線バスの町負担額は、前年10月から当年9月までの運行に基づく、バス事業者への補助金額
- ※ 2 鉄道利用者数については、戸綿・遠州森・森町病院前・円田・遠江一宮5駅の乗降人数の合計
- ※ 3 町営バスの町負担額は、運行経費から運賃収入と県補助金額を引いた額
- ※ 4 自主運行バス磐田線の町負担額は、バス事業者への補助金額から県補助金を引いた額
- ※ 5 地域タクシー実証運行は、令和7年4月から令和7年9月までの実績
- ※ 6 地域タクシー運行は、令和7年10月～令和8年3月までの実績
- ※ 7 患者バスの町負担額は、委託料と燃料費の合計額

令和 8 年 5 月 吉日
東遠学園組合

東遠学園組合が実施する自家用有償旅客運送の更新登録について

＜福祉有償運送の経過及び合意をいただきたい事項について＞

障害児・者福祉が在宅型の地域福祉へと転換が図られる中で、安心して地域で生活するためのニーズとして、移送サービスが求められるようになりました。

東遠学園組合では、こうした地域のニーズに応えるために平成20年に菊川市公共交通会議で合意をいただき福祉有償運送を実施し、今回6度目の再申請の時期を迎えることになりました。

令和5年度から令和7年度までの実績を報告し、引き続き事業を継続させていただく協議をお願いするものです。

1 有償運送を必要とする理由

- ・知的障害を伴う障害児・者の中には、日常的な会話や移動が困難な方も多く、バスやタクシー等の公共交通機関の利用が難しいこと（療育手帳保持者）
- ・障害児・者支援に移動支援事業や行動援護等の福祉制度を利用する場合があります、当地域においては、バスや電車等の公共交通機関が日常生活上の移動手段になりにくい地域であること。

2 運送しようとする旅客の範囲

- ・東遠圏域内3市1町＜菊川市、掛川市、御前崎市、森町＞に在住する障害児・者の中で、東遠地区生活支援センターに登録している方。（令和8年4月現在登録者数 97人）
- ・東遠学園青年部（生活介護事業「和」利用者の定期送迎）
本施設は特別支援学校を卒業した自閉症スペクトラム障がいまたは重度知的障害を抱える障害者が通所する施設である。送迎については、県障害福祉課の指導により有償運送を適用する。

3 運送しようとする区域

- ・菊川市、掛川市、御前崎市、森町
（旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要する）

4 旅客から収受する対価の額

東遠地区生活支援センター

サービス例① 自宅（森町）→さんりーな（掛川市）→自宅（森町）のサービスを実施した場合。

森町自宅からさんりーなまで片道 20 分として往復 40 分の場合

料金 45 分以内で 1,500 円となる。森町までは利用者が乗車しないため料金発生はなし。

サービス例② ショートステイ（日、月曜日の 1 泊 2 日）で東遠学園利用後、月曜日に掛川特別支援学校まで送迎した場合。

東遠学園児童部迎え→掛川特別支援学校までの送迎 約 15 分の場合

料金は 30 分以内となるため、1,000 円となる。

サービス例③ 自宅（掛川市）→たまりーな（帰りは保護者がたまりーな迎えの場合）

自宅からたまりーなまで片道 30 分、帰りは母親がたまりーな迎えの場合

料金は 30 分以内となるため、1,000 円となる。

レスパイト（送迎料金表 東遠地区生活支援センター）

時間	料金
30分以内	1,000円
30分以上45分以内	1,500円
45分以上60分以内	2,000円
1時間を超える場合	以後15分毎に500円加算した額

※なお、交通事情により道路が混雑していた場合は、送迎時間が延びることがあります。

東遠学園（通所生活介護事業所）

サービス例① グループホーム（掛川市）→生活介護事業所 利用の場合。

片道 1 回、200 円× 人数（行き）となる。

サービス例② 生活介護事業所（菊川市）→グループホーム（掛川市）→掛川利用者自宅（掛川市）

片道 1 回、200 円× 人数（帰り）となる。

東遠学園 生活介護事業「和」 送迎料金表

送迎範囲	料金（片道）	現在の利用者数
菊川市西方地区及び掛川市満水地区	1 回 100円	利用なし
上記以外の菊川市、掛川市、森町等	1 回 200円	行き 2 名利用、帰り 3 名利用

※なお、交通事情により道路が混雑していた場合は、送迎時間が延びることがあります。

5 年間実績（令和5年度から令和7年度までの3年間の利用実績）

令和5年度

施設名称	利用件数	利用実績数	利用時間数
東遠地区生活支援センター	621件	446人	457.3時間
東遠学園青年部	611件	861人	325.5時間

令和6年度

施設名称	利用件数	利用実績数	利用時間数
東遠地区生活支援センター	582件	468人	402.5時間
東遠学園青年部	239件	20人	82.0時間

令和7年度

施設名称	利用件数	利用実績数	利用時間数
東遠地区生活支援センター	747件	527人	519.65時間
東遠学園青年部	392件	4人	137.58時間

令和8年度 東遠地区生活支援センターレスパイトサービス登録者数

（令和8年4月30日現在）

掛川市 62名（内訳 児童 29名 大人 33名）

菊川市 27名（内訳 児童 15名 大人 12名）

御前崎市 4名（内訳 児童 0名 大人 4名）

森町 4名（内訳 児童 1名 大人 3名）

合計 97名（登録者数 送迎サービス）

毎年、契約されている家庭に次年度の契約案内文章を配布し、利用を継続される方は、2月下旬から3月にかけて再度契約更新の書類の手続きをしていただいている。1年ごとの契約のため、年度毎に登録者数の変動がある。

生活介護利用状況

令和8年4月1日 契約者数 11人（在宅者）

内訳：掛川市5名 菊川市5名 森町1名 実送迎利用者 3名（掛川市2名 森町1名）

【東遠学園組合 自家用有償旅客運送更新登録申請 新旧比較資料】

※下線部は変更箇所

事項		前回の更新申請の内容	今回の更新申請の内容
許可期間		令和 5 年10月 1 日から令和 8 年 9 月30日	令和 8 年10月 1 日から令和11年 9 月30日
申請者	名称	東遠学園組合	東遠学園組合
	住所	静岡県菊川市西方4345番地の 2	静岡県菊川市西方4345番地の 2
	代表者	菊川市長 長谷川寛彦	菊川市長 長谷川寛彦
運送の区域		菊川市、掛川市、御前崎市、森町	菊川市、掛川市、御前崎市、森町
運送の対価（料金）		資料 2-1 「4 旅客から収受する対価の額」のとおり	資料 2-1 「4 旅客から収受する対価の額」のとおり
事務所の 名称及び位置		東遠地区生活支援センター 静岡県菊川市西方4345番地の 2	東遠地区生活支援センター 静岡県菊川市西方4345番地の 2
		東遠学園（通所、入所） 静岡県菊川市西方4345番地の 2	東遠学園（通所、入所） 静岡県菊川市西方4345番地の 2
事務所ごとの 自動車の数		東遠地区生活支援センター	東遠地区生活支援センター
		所有 セダン等 5 台（軽車両 4 台）	所有 セダン等 5 台（軽車両 4 台）
		東遠学園（通所・入所）	東遠学園（通所・入所）
		所有 車椅子車 1 台 セダン等 2 台 計 3 台	所有 車椅子車 0 台 セダン等 3 台 計 3 台

変更となる事項	変更理由及び内容
許可期間	事業継続のため登録期間を更新する（3 年間）

森町地域公共交通会議要綱等の改正について

1 改正等の概要

本会議における検討事項の専門性と実効性を高めるため、地域公共交通の重要な担い手である天竜浜名湖鉄道株式会社を委員として新たに迎え入れます。

また、現行の要綱における、文言の修正を行うため、森町地域公共交通会議要綱を改正します。

2 改正内容

(1) 森町地域公共交通会議要綱

現 行	改 正 案
(委員の任命)	(委員の任命)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の役員 又は職員	(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の役員 又は職員	(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
	(3) 鉄道事業者
(3) 町内において現に自家用有償旅客運送 を行っている規則第49条に規定する特定非 営利活動法人等の役員又は職員	(4) 町内において現に自家用有償旅客運送を 行っている規則第49条に規定する特定非営 利活動法人等の役員又は職員
(4) (略)	(5) (略)
(5) (略)	(6) (略)
(6) (略)	(7) (略)
(7) (略)	(8) (略)
(8) (略)	(9) (略)
(9) (略)	(10) (略)
(10) (略)	(11) (略)
(会長及び監事)	(会長及び監事)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
4 会長に事故があるときは、あらかじめその指 名する委員が、その職務を代理する。	4 会長に事故があるときは、あらかじめその指 名する者が、その職務を代理する。
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)

現 行	改 正 案
(議事) 第7条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 会長に事故がある場合の前項の規定の適用については、前条第4項に規定する<u>委員</u>は、会長とみなす。 5 (略) 6 (略)	(議事) 第7条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 会長に事故がある場合の前項の規定の適用については、前条第4項に規定する<u>査</u>は、会長とみなす。 5 (略) 6 (略)

○森町地域公共交通会議要綱

平成19年11月26日告示第66号

改正

平成23年 3 月28日告示第99号

平成29年11月24日告示第87号

令和 3 年11月22日告示第154号

令和 6 年 3 月27日告示第61号

令和 6 年 7 月23日告示第132号

令和 8 年〇月〇日告示第〇号

森町地域公共交通会議要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項並びに地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、変更及び実施に関し必要となる事項を協議するため、森町に、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域交通法の規定に基づく交通計画の作成、変更及び実施に関すること。
- (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項に関すること。
- (5) その他法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第3条 会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(3) 鉄道事業者

(4) 町内において現に自家用有償旅客運送を行っている規則第49条に規定する特定非営利活動法人等の役員又は職員

(5) 住民又は利用者の代表

(6) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者

(7) 静岡県袋井土木事務所長又はその指名する者

(8) 静岡県袋井警察署長又はその指名する者

(9) 森町社会福祉協議会会長又はその指名する者

(10) 学識経験のある者その他会議が必要と認める者

(11) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び監事)

第6条 会議に会長1人及び監事2人を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

5 監事は、会長が指名する。

6 監事は、会議の監査事務を行う。

(議事)

第7条 会議は、会長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長に事故がある場合の前項の規定の適用については、前条第4項に規定する者は、会長とみなす。
- 5 会議は、簡易な議事については書面による開催とすることができるものとする。
- 6 会議は、これを公開しなければならない。ただし、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

(協議の結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第9条 会長は、第2条各号に規定する所掌事務について、必要な調査、検討、資料の作成等を行うため、会議に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この告示の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成23年3月28日告示第99号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月24日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和３年11月22日告示第154号）

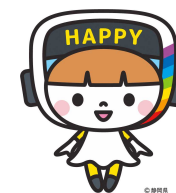
この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和６年３月27日告示第61号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年７月23日告示第132号）

この告示は、公示の日から施行する。

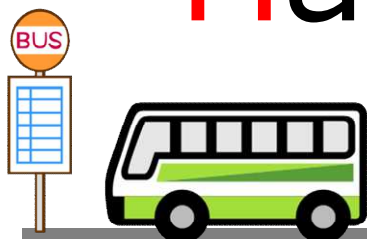


バスの妖精「ハッピー」

バスに乗って、出かけよう。



Happy Ride in Shizuoka Project



～2026小学生バス無料デー実施～

ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会
(事務局：静岡県バス協会、県交通政策課)

背景と目的、目指す姿

背景

- ・少子高齢化、人口減少、モータリゼーションの普及による長期的な**乗合バス利用者の減少**
- ・**バスドライバーの高齢化**による運転手不足への危機感



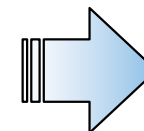
目的

- ・小学生を中心とした地域住民のバス利用の促進
- ・地域の移動手段である路線バスを将来に渡り維持するため、**社会全体で「乗って育む」意識を啓発**
- ・皆でバスに乗り合うことによる環境負荷の低減

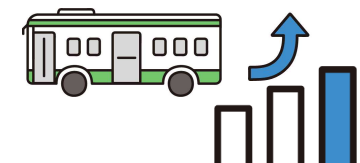


目指す姿

- ・マイカーから地域公共交通への転換（モビリティマネジメントの推進）
- ・バスが楽しい、（無料デーでなくても）バスに乗りたい小学生の増加
- ・子どもをバスに寄せたいと思う保護者の増加



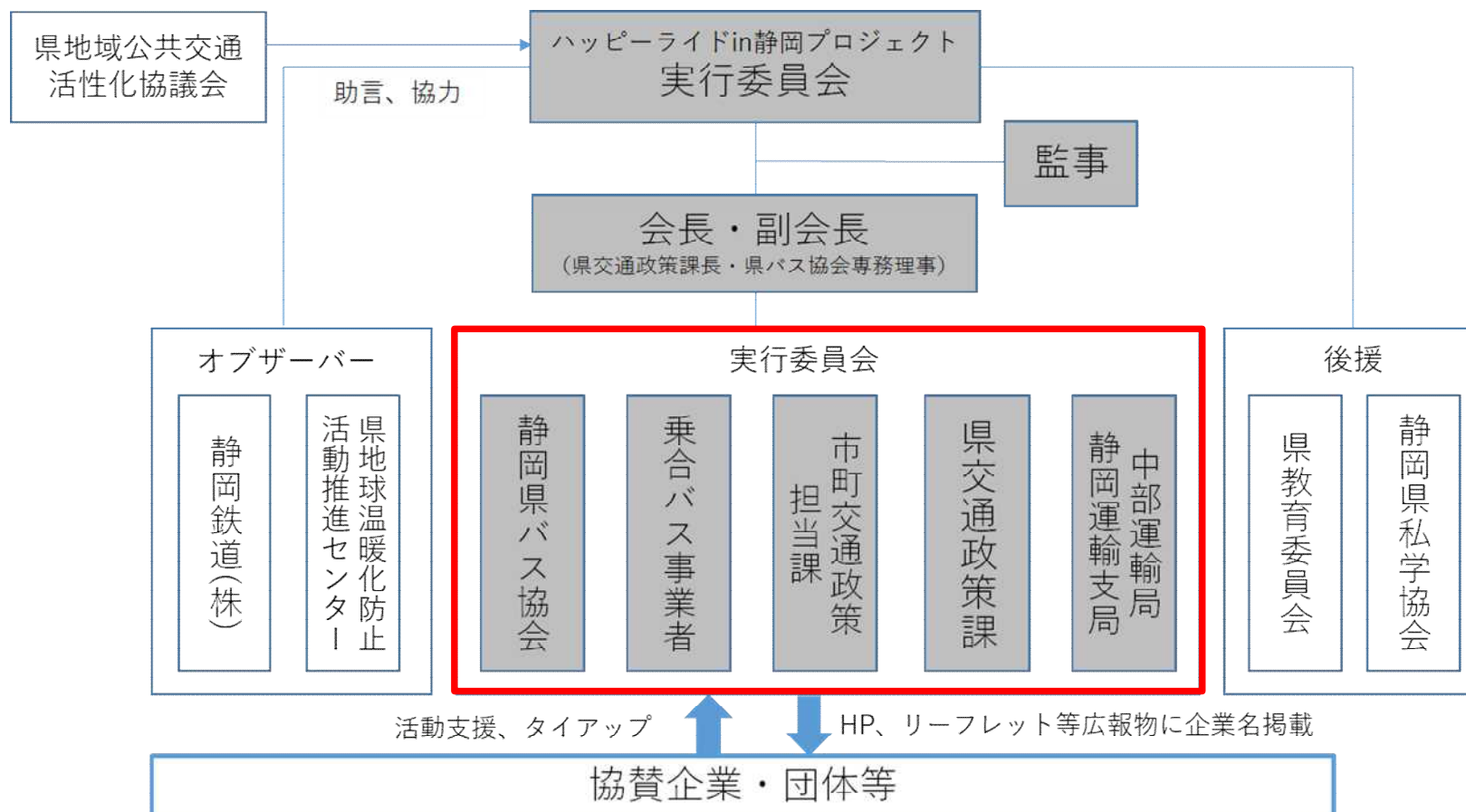
**バス利用頻度
の増加**



実施体制

概要

小学生のバス利用を促進し、バス利用者の増加につなげるため、**県内全ての小学生を対象にバス無料デーを実施**
(小学生を対象とした全県規模の実施は他にない)



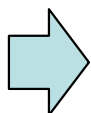
これまでの取組

項目	R 6	R 7
対象者	静岡県内の学校に通う小学生 約<u>173,000</u>人 (国公立・私立小学校、特別支援学校、外国人学校の全児童)	静岡県内の学校に通う小学生 約<u>168,000</u>人 (同左)
実施日	令和6年12月7日(土) ～8日(日) 2日間	令和7年12月13日(土) ～14日(日) 2日間
対象のバス	静岡県内を運行する路線バス・コミュニティバス (土日運休路線、高速道路走行路線、空港アクセス線等を除く)	
タイアップイベント	・無料デーと合わせたイベント実施 (<u>31施設</u>) ・クルポ脱炭素アクションでポイントUP ・アンケートの回答者を静岡ブルーレヴズのホームゲームに招待(抽選)	・無料デーと合わせたイベント実施 (<u>44施設</u>) ・クルポ脱炭素アクションでポイントUP ・アンケートの回答者を静岡ブルーレヴズのホームゲームに招待(抽選)
その他の取組	—	・<u>特設サイト開設、バス動画制作</u> ・<u>後援名義取得(県教育委員会、静岡県私学協会)</u>
協賛企業・団体	—	・<u>協賛体制の確立</u> (静鉄グループ、(一社)静岡県自動車会議所、(一社)日本自動車販売協会連合会静岡県支部)

成果と課題（R7実施結果より）

成果

項目	内容
利用者数	・子どもの利用者は 前週から増加 （約2.5倍）
利用促進効果	・バスに乗った小学生のうち、 普段バスに乗らない（ほとんど乗らない） と回答した小学生の割合は 64%
意識、行動の変化	・昨年度のバス無料デーを知っていた小学生のうち、バスに乗ることが「増えた」と回答した小学生は、「減った」と回答した数の2倍（12%） ・昨年度のバス無料デーと比べ、バスがすきになったと回答した小学生は23%（低学年は約40%） ・バスに乗った小学生のうち、バス運転手の仕事を「もっと知りたい」という気持ちが強まった小学生は44%（低学年は59%） ・バス無料デーにバスに乗った小学生の76%がとても楽しかったと回答（低学年では80%） ・バス無料デーにバスに乗った保護者等の39%が「無料デーがなければ出かけていなかった」と回答 ・バス乗った保護者等の全員が、バス無料デーが「自分や家族が公共交通に乗るきっかけのひとつになった」と回答 ・バスに乗らなかった保護者等の94.2%が、今後バス無料デーがあったら子どもをバスに乗せたいと回答 ・保護者等の90%が、「住んでいるまちにバスがあること」は、今後もこの地域に住み続けたいと思う理由のひとつになると回答 資料：事業者アンケート、小学生アンケート、保護者アンケートより



モビリティ・マネジメントの取組としては一定の効果が見られた。意識や行動の変容は、繰り返し行うことで徐々に浸透していくものであることから、継続して取り組む必要がある

成果と課題（R7実施結果より）

課題

項目		内容
周知面		・小学生の42%が今年度のバス無料デーを知らなかったと回答（昨年度と同水準） ・情報入手経路は「学校の先生から聞いた」と「チラシで見た」が大半（保護者等も同様の傾向） ・リーフレットの持参を忘れてくる人、無料デーを知らない人がいた ・まだ児童が自主的に参加するまでには取組が定着していないものと考えられるため、学校やその他団体（小学校関連）による協力が重要
運用面	実施日	・バスに乗らなかった理由では、予定が合わなかったことが主な理由（「他に用事があったから」55%、「子どもは乗りたがったが自分に用事があったから」（17%））
	対象者	・未就学児の対応が事業者で異なる（利用者にとって分かりづらく、未就学児を連れたお出かけを躊躇うケースも） ・県外小学生の対応（区別がつきにくい、県内外に関係なく全ての小学生を対象にしてほしい等）
	その他	・乗務員のアナウンスの内容等を決めておく ・対象外の路線の周知（リーフレットへの記載やバス停への掲出など） ・整理券を取るように周知徹底してほしい ・転倒事故の危険性と防止のための説明をパンフレットに載せていただきたい

資料：事業者アンケート、小学生アンケート、保護者アンケートより

2026実施計画

項目	内容
対象者	静岡県内の学校に通う小学生※ <u>及び未就学児</u> ※国公立・私立小学校、特別支援学校、外国人学校等の全児童
実施日	<u>令和8年12月12日（土）～13日（日）、19日（土）～20（日）4日間</u>
利用方法	リーフレット（紙またはスマホ画像）をバス運転士に提示
対象のバス	静岡県内を運行する路線バス・コミュニティバス （土日運休路線、高速道路走行路線等一部対象外の路線・区間あり）
主催	ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会（令和6年4月24日設置） 構成員：国、県、市町、（一社）静岡県バス協会、乗合バス事業者 事務局：静岡県バス協会、県交通政策課（組織改正によりR8.4～課名変更）
オブザーバー	静岡鉄道株式会社、静岡県地球温暖化防止活動推進センター
協賛企業・団体	静鉄グループ、（一社）静岡県自動車会議所、（一社）日本自動車販売協会連合会静岡県支部 ※協賛企業は随時募集
後援	県教育委員会、静岡県私学協会（7月頃名義取得予定）

2026実施計画

◎ 主な変更点と取組のポイント

		内容	考え方
実施日		12/12（ <u>土</u> ）～12/13（ <u>日</u> ） 12/19（ <u>土</u> ）～12/20（ <u>日</u> ） <u>4日間</u>	実施日を増やすことにより、新たな利用者増につなげる
対象者		小学生以下（ <u>幼児を含む</u> ）は <u>全員無料</u>	家族・兄弟姉妹等でのお出かけを促進する
利用方法		リーフレットをバス運転士に提示 （紙のほか <u>スマホ画面による提示</u> でも可）	スマホ画像による提示を試行的に実施
周知/ 広報	<u>タイアップ施設</u>	無料デーを早めに告知（5月～）	早期告知により、タイアップ施設によるイベント企画や広報を可能にする
	<u>学校（教職員等）</u>	- 学校、教職員向け説明ペーパーの作成 - バス動画の活用	協力学校を増やす
	<u>学外（小学校関連）</u>	（例） - スポーツ団体、学習塾、保育園、幼稚園等 - 自治会、PTAや保護者向けSNS、スーパー等	学校以外の団体に賛同・協力者を増やす

(参考)今後の無料デー定着に向けたアイデア

◎ 今後に向けたアイデア（これまでに取組があったものを含む）

区分	内容	考え方
期間中にバスを使いこなすアイデア	- 無料デーと合わせた、スタンプラリー等の企画 - 拠点ターミナル等から、バスを乗り継いで出かけるモデルコースを例示	アンケートでは、無料なのに2回しか乗らない回答者が多かった
大人の同行を促すアイデア	無料デーと合わせた、バス車内お絵描き展	アンケート結果から、同行した保護者等に対するM Mの意義も大きい
無料デーの印象を実施後も継続させるアイデア	無料デーのバス乗車体験談、バス写真コンクール、特設サイトで紹介等	アンケートでは、去年の無料デーのことをおぼえていない児童が少なくない
リーフレット	リーフレットの一部に、カードサイズの「PASS（参加賞学校の証）」画像を入れ、切り取って定期入れやネックストラップ等に入れて持ち運びできるようにする	乗降時間の短縮や乗務員の負担軽減

資料：調査会社報告「まとめと今後に向けたご助言・アイデア等」より

実施スケジュール(案)

月日	内容
4月23日	○実行委員会（第9回）の開催、実施計画の決定
5月上旬	・各学校長あて小学生バス無料デーへの協力依頼を発出 ※4/24県校長会理事会で説明済（県） ・市町教育委員会・私立学校に通知①
5月下旬～	・<u>プレスリリース①（実施日）</u>、タイアップイベントの募集 ・市町地域交通会議等での説明（県）
6月～	・<u>○実行委員会（第10回※書面協議）の開催、収支予算の承認、実施路線調査</u> ・運賃協議会での承認（市町）
9月	市町教育委員会・私立学校に通知②、バスの日（9/20）に合わせた広報
10月	特設サイト公開
11月	各学校経由で小学生に無料デーフリーパスを送付、 <u>プレスリリース②（一斉広報）</u>
12月	<u>プレスリリース③（取材依頼）</u> 、小学生バス無料デーの実施（12～13、19～20）
～3月	利用者アンケート等のとりまとめ（効果検証）、翌年度実施検討 <u>○実行委員会（第11回）の開催、成果報告等、プレスリリース④（結果公表）</u>

昨年度承認済みの
場合は省略可

県活性化協議会
報告（8月）

県活性化協議会
報告（3月）

(参考)JCOMMへのエントリー



日本モビリティ・マネジメント会議
Japanese Conference On Mobility Management

・目的

モビリティ・マネジメントが効果的に広範に推進されることを支援（年1回開催）

・主催

（一社）日本モビリティ・マネジメント会議
（国土交通省と（社）土木学会による共同開催）

・参加者

学識者、官公庁、企業・団体

・内容

自動運転技術の研究
スマートシティ構想への貢献
交通政策との連携
講演・パネル、研究発表、**ポスター展示**など

・テーマ

持続可能で人にやさしいモビリティの実現

第21回会議概要

開催日：2026年9月4日(金) - 5日(土)

会場：新潟県湯沢町

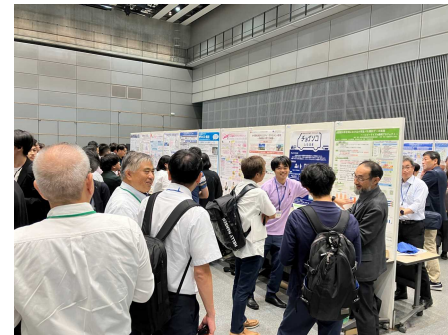
第20回（昨年）の反響



良い取組なので、当社が開催しているモビリティ・マネジメント技術講習会で事例紹介をしてほしい。【計量計画研究所】



その他、本県のイベントを参考にさせてもらいたいという意見多数！！



【ポスター発表の様子】

【結果公表】2025 静岡県小学生バス無料デー (子どもの利用は前週の約 2.5 倍、利用意識や行動に変化も)

(ハッピーライド in 静岡プロジェクト実行委員会事務局 交通基盤部交通政策課)

令和 7 年 12 月 13 日(土)～14 日(日)の 2 日間、身近な公共交通である路線バスの活用を促進するため、県内の小学生を対象にバス無料デーを実施しました。

全国初の取組となった昨年度に続く 2 回目の実施で、昨年度のバス無料デー実施前と比べ、利用者のバスへの意識や行動に変化が見られました。

1 実施概要

(1) 対象者

県内の全小学生(国公立・私立小学校、特別支援学校等含む) 約 168,000 人

(2) 対象のバス

県内を運行する路線バス、県内のコミュニティバス(一部路線・区間を除く)

(3) 利用方法

リーフレットをバス運転士に提示

(4) 主催

ハッピーライド in 静岡プロジェクト実行委員会

構成員：国土交通省静岡運輸支局、県、市町、(一社)静岡県バス協会、乗合バス事業者 13 社

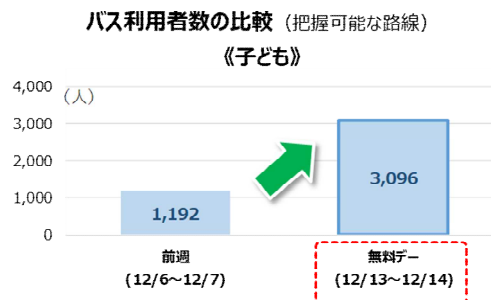
2 実施結果(まとめ)

- (1) 2 回目となる今回のバス無料デーでも、普段バスを利用しない層のバス利用が促進された。
- (2) また、初回のバス無料デー実施前との比較では、その後の意識や行動の変容について、子どもだけでなく、同行する大人にも一定の効果が認められた。
- (3) 一方で、バス無料デーを知らなかった、バスに乗らなかった小学生は多く、繰り返し実施することで、新たな需要の掘り起こしにつながるとともに、バス利用に対する意識や行動が徐々に変容していくことを考えれば、バス無料デーを毎年継続して取り組む意義があるものと考えられる。
- (4) JR 東海が「バス無料デー」に合わせて初めて実施した、特別企画乗車券の発売では、普段鉄道やバス等を利用する機会の少ない小学生に公共交通に触れる機会を提供するなど、バスをはじめとする公共交通への新たな利用促進の可能性を示した。

3 実施結果(詳細)

(1) 利用者数

- ・バス無料デーの子どもの利用者は前週と比較して増加した(約 2.5 倍)

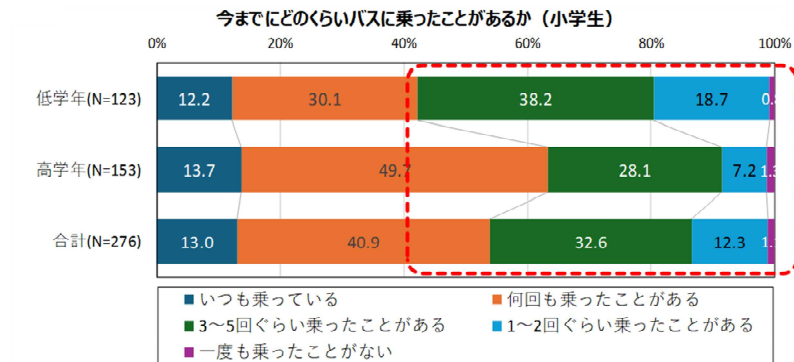


※バス事業者からの報告により無料デー当日の人数把握ができたもののみカウント

(資料：事業者アンケート)

(2) 利用促進効果

- ・無料デーにバスに乗った小学生（回答者）のうち、これまでのバス利用回数が3～5回以下の小学生が全体で46%、低学年では60%を占め、無料デーが、普段バスを利用しない小学生が、“バスの利用を体験する機会”となった

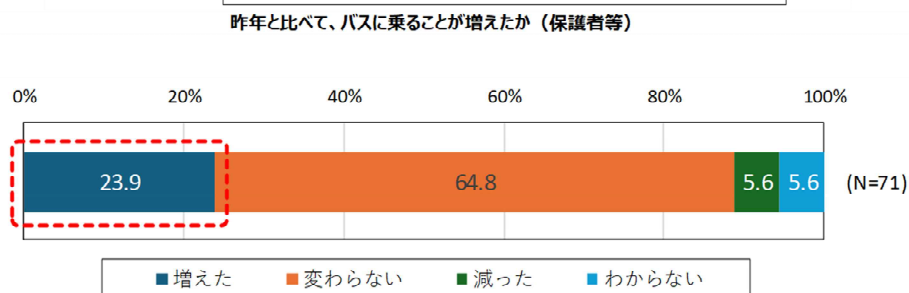
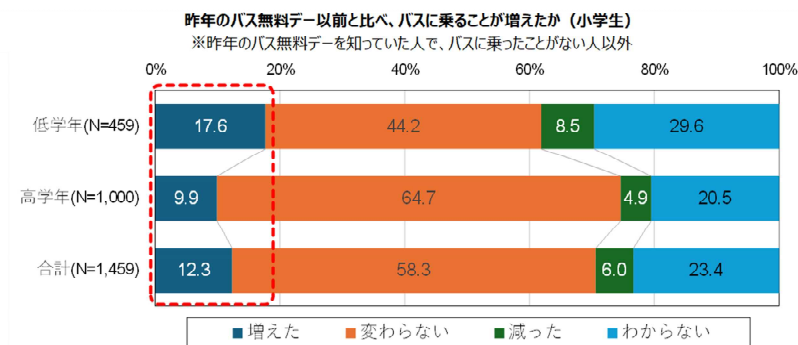


（資料：小学生アンケート）

(3) バス利用の行動・意識変化

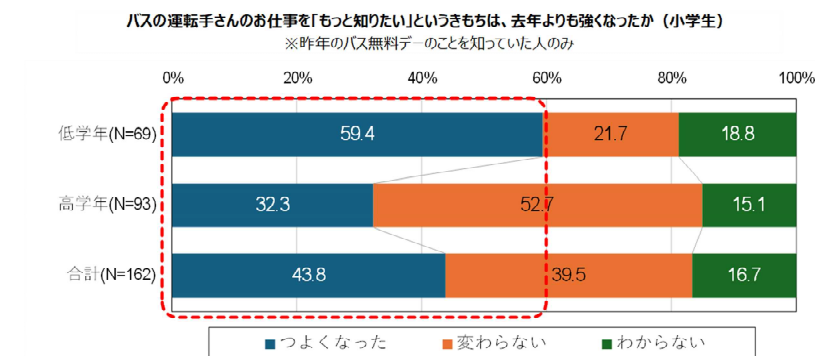
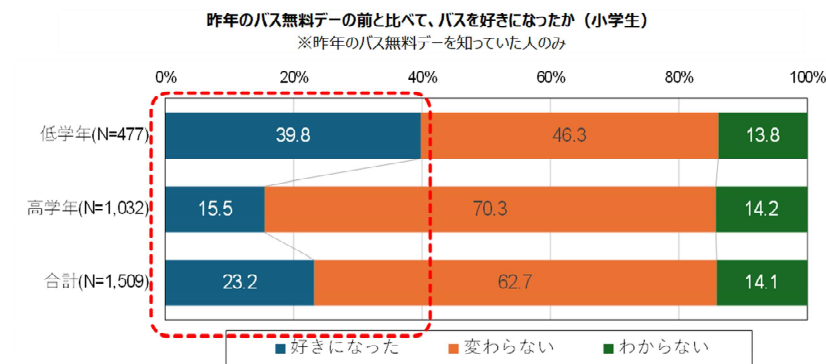
ア 行動変化

- ・バスに乗ることが「増えた」と回答した小学生は12%（「減った」6%）、保護者では「増えた」が24%（「減った」6%）で、いずれも「増えた」と回答した人が増加した



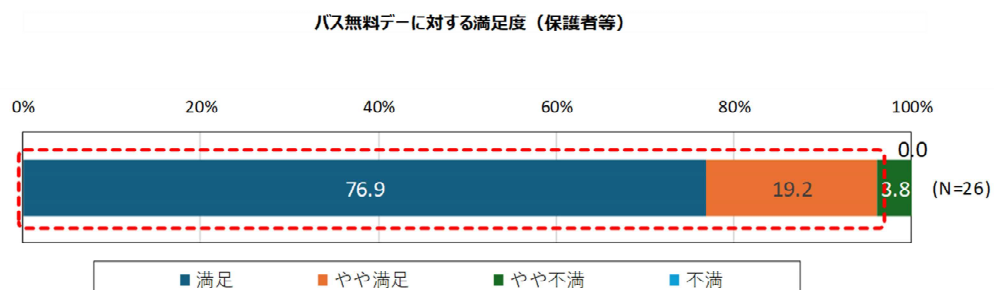
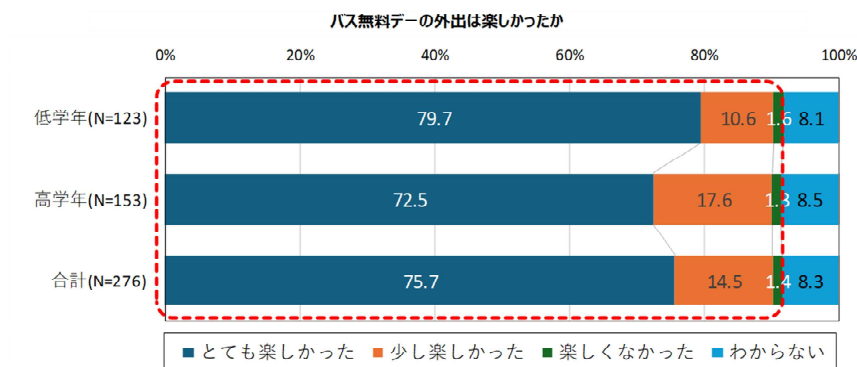
イ 意識変化

- ・昨年度の無料デー前と比べ、低学年の40%がバスを「好きになった」と回答。運転手への関心度では、低学年の60%が「バスの運転手さんのお仕事を「もっと知りたい」気持ちが強まった」と回答した ※学年別で差が大きい



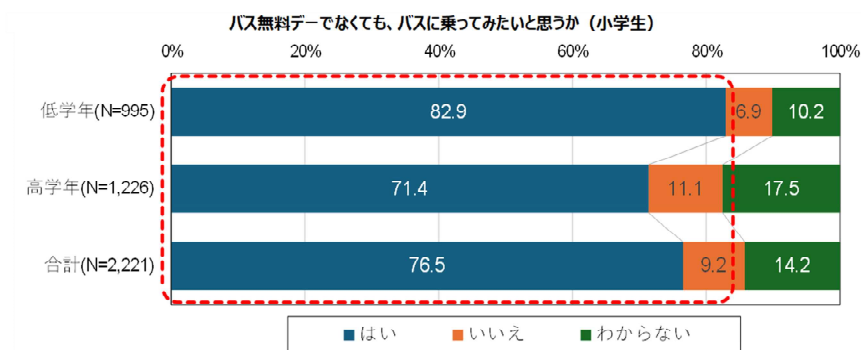
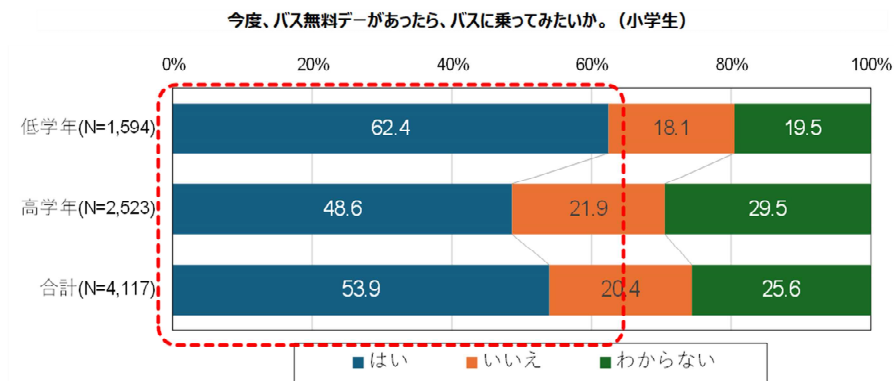
ウ 満足度等

- バス無料デーが「楽しかった」と回答した小学生は約 90%（「少し楽しかった」を含む）、保護者も「満足」「やや満足」と回答した人が 96%を占めた

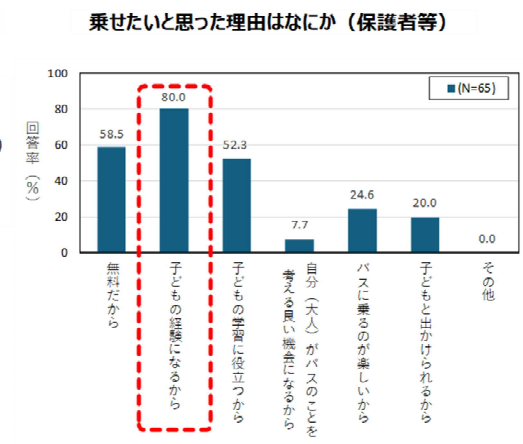
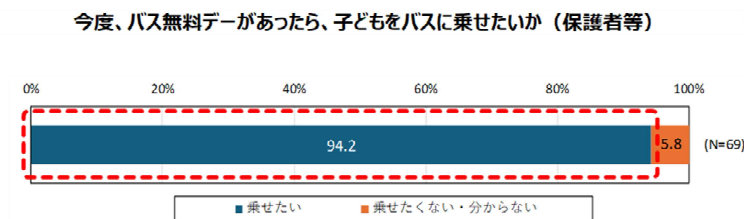


エ 今後の利用意向

- 小学生では、合計で「はい」が 54%を占め、「いいえ」の 20%を大きく上回っている
- バス無料デーでなくてもバスに乗ってみたいと思うかの質問には、合計では「はい」が 77%と高い割合を占めた

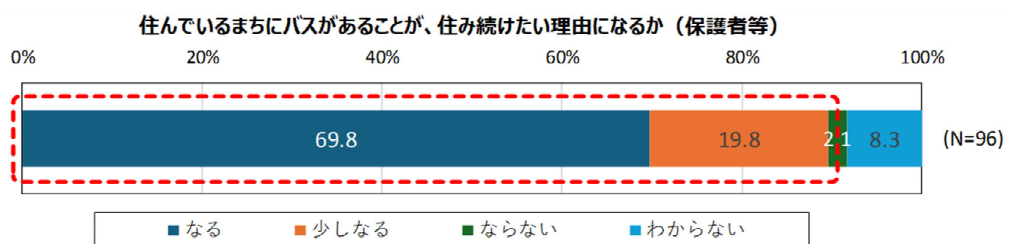


- ・保護者等では、子どもをバスに「乗せたい」が94%を占め、乗せたいと思った理由では「子どもの経験になるから」が80%で最も高かった

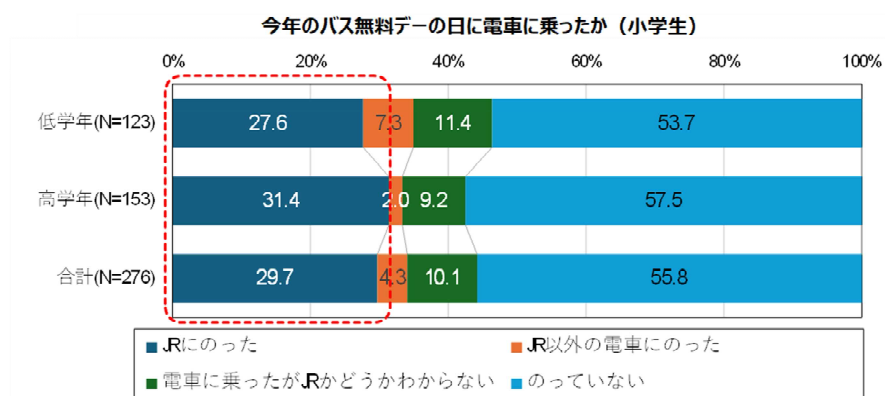


オ その他

- ・保護者等の90%が、「住んでいるまちにバスがあること」は今後もこの地域に住み続けたいと思う理由のひとつになると回答した



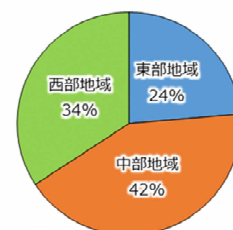
- ・バス無料デーに、「JR にのった」と回答した小学生は 30%。JR 東海によれば、「静岡県小学生バス無料デー」に合わせて発売した特別企画乗車券(※)は、2 日間で約 2,300 枚の発売があった



資料：小学生アンケート（Web）より

〈参考〉

特別企画乗車券販売実績（発売箇所別）



資料：JR東海より

※静岡県内の学校に通学する小学生を対象に、JR 線（東海道本線「熱海～豊橋」、御殿場線「沼津～国府津」、身延線「富士～甲府」）が乗り放題となる特別企画乗車券を 100 円で発売

（資料：①～⑤小学生、保護者等アンケート、JR 東海提供資料）

▼調査方法等の実施結果の詳細は、「2025 静岡県小学生バス無料デー実施結果」のページをご覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/1080305.html>

ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）実施に係る 町営バス吉川線運賃割引について

1 目的

ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の対象路線として、町営バス吉川線も対象とすることで、静岡県内小学生のバス利用のきっかけを作り、利用促進につなげる。

また、小学生を対象とすることで、同伴者（大人）の同乗を見込み、結果として全体の利用者及び運賃収入の増加につなげるため。

2 協議理由

自家用有償旅客運送において、運送の対価（運賃）の割引を実施する場合、地域公共交通会議での協議が必要となるため（運輸支局への変更届出の提出は不要）。

3 事業の種別

交通空白地有償運送：交通空白輸送

4 設定しようとする運賃を適用する路線及び区間又は区域

路線名	運行形態	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
吉川線	定時デマンド運行	森町病院	元開橋	落合	14.9km/ 14.0km
吉川線	一部デマンド運行	森町病院	アクティ森	落合	14.9km/ 14.0km

※一部デマンド運行の主たる経過地は、定時運行部分の終点をいう。

※町営バス大河内線及び自主運行バス磐田線は、土日祝日は運休のため実施なし

（１） 設定また変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

ア ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）

イ 対象者

静岡県内の全小学生 512 校 約 168,000 名

※R7 静岡県学校名簿に基づく（国公立・私立小学校、特別支援学校含む。）

ウ 割引後の運賃

0円（無料）

エ 運賃の適用方法

バス乗降の際に、乗務員にリーフレットもしくはスマホ画面を提示する。

5 適用する期間とその他条件

- ・ 令和 8 年 12 月 12 日（土）～13 日（日）
- ・ 令和 8 年 12 月 19 日（土）～20 日（日）の 4 日間

6 添付書類

- ハッピーライド in 静岡プロジェクト概要書（資料 4－1）
- 2025 静岡県小学生バス無料デー実施結果 （資料 4－2）

令和 7 年度 地域タクシー実証運行 実績報告

1 概要

森町地域公共交通法定計画では、日中の公共交通空白地域（一宮地区及び園田地区）における新たな交通手段として、地域タクシーを導入することを記載している。

期間	令和 7 年 4 月 1 日～9 月 30 日 ※実証運行開始：令和 6 年 10 月～
運行	・運行エリアや運行日時など、一定のルールを決めて、自宅と指定目的地間の移動を行う。 ・日中のタクシー需要が少ない時間を活用し、通常のタクシー事業（一般乗用）の範囲内で運行する。
目的	・住民の移動手段の確保（交通空白地域の解消） ・鉄道や幹線系統への移動（支線としての役割）
運行事業者	・袋井タクシー(株)
事業形態	・一般乗用旅客自動車運送事業
利用運賃	・1 台当たりの定額料金 500 円
乗車定員	・4 名
利用対象者	・一宮地区及び園田地区の住民
利用区間	・自宅⇄指定目的地
運行日時	・平日のみ 8 時 30 分～15 時 30 分 （予約時間 7 時 00 分～17 時 00 分）
利用方法	・利用開始希望日の 2 週間前までに、町へ利用登録申請（電話又は WEB 申請）。町から利用チケットが送付される。 ・利用希望時間の 1 時間前までに、袋井タクシー(株)へ電話予約 ・利用時に運転手へ利用チケットと運賃 500 円を支払う。

2 利用実績

○実利用者運行回数（R 7 . 9 . 30 現在）

① 一宮地区

	20 代以下	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代以上	合計
運行回数	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	117 回	97 回	214 回
登録者数	0 人	0 人	2 人	0 人	1 人	15 人	27 人	45 人
実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	6 人	16 人	22 人
実利用者利用率	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	40.0%	59.3%	48.9%

※令和 7 年 3 月末時点 登録者数 38 名（7 名増）

② 園田地区

	20 代以下	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代以上	合計
運行回数	0 回	0 回	18 回	0 回	8 回	88 回	120 回	234 回
登録者数	0 人	0 人	2 人	0 人	2 人	19 人	27 人	50 人
実利用者数	0 人	0 人	2 人	0 人	1 人	9 人	15 人	27 人
実利用者利用率	0 %	0 %	100%	0 %	50%	47.4%	55.6%	54.0%

※令和 7 年 3 月末時点 登録者数 40 名 (10 名増)

○月別利用実績

① 一宮地区

	運行回数 (A)	利用者数 (B)	平均乗車人数 (C) = (B)/(A)	実利用者数	運行費用 (D)	運賃収入 (E)	委託料 (F) = (D)-(E)	収支率 (G) = (E)/(D)
4 月	38 回	52 人	1.37 人	12 人	82,020 円	19,000 円	63,020 円	23.2%
5 月	35 回	45 人	1.29 人	13 人	75,890 円	17,500 円	58,390 円	23.1%
6 月	32 回	40 人	1.25 人	11 人	67,920 円	16,000 円	51,920 円	23.6%
7 月	47 回	58 人	1.23 人	12 人	97,010 円	23,500 円	73,510 円	24.2%
8 月	27 回	33 人	1.22 人	9 人	59,400 円	13,500 円	45,900 円	22.7%
9 月	35 回	44 人	1.26 人	12 人	72,380 円	17,500 円	54,880 円	24.2%
合計	214 回	272 人	1.27 人	22 人	454,620 円	107,000 円	347,620 円	23.5%

② 園田地区

	運行回数 (A)	利用者数 (B)	平均乗車人数 (C) = (B)/(A)	実利用者数	運行費用 (D)	運賃収入 (E)	委託料 (F) = (D)-(E)	収支率 (G) = (E)/(D)
4 月	34 回	43 人	1.26 人	12 人	68,210 円	17,000 円	51,210 円	24.9%
5 月	33 回	38 人	1.15 人	12 人	65,770 円	16,500 円	49,270 円	25.1%
6 月	39 回	47 人	1.21 人	15 人	72,540 円	19,500 円	53,040 円	26.9%
7 月	36 回	44 人	1.22 人	17 人	65,210 円	18,000 円	47,210 円	27.6%
8 月	36 回	39 人	1.08 人	11 人	62,980 円	18,000 円	44,980 円	28.6%
9 月	56 回	61 人	1.09 人	17 人	105,840 円	28,000 円	77,840 円	26.5%
合計	234 回	272 人	1.16 人	27 人	440,550 円	117,000 円	323,550 円	26.6%

○目的地別実績

	病院	買物銀行	行政	駅バス停	その他	合計
一宮地区	89 回	107 回	12 回	6 回	0 回	214 回
	41.6%	50.0%	5.6%	2.8%	0.0%	100%
園田地区	75 回	129 回	23 回	7 回	0 回	234 回
	32.1%	55.1%	9.8%	3.0%	0.0%	100%
合計	164 回	236 回	35 回	13 回	0 回	448 回
	36.6%	52.7%	7.8%	2.9%	0.0%	100%

令和 7 年度 地域タクシー運行 実績報告

1 概要

森町地域公共交通法定計画では、日中の公共交通空白地域（一宮地区及び園田地区）における新たな交通手段として、地域タクシーを導入することを記載している。

期間	令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 ※本格運行
運行	・運行エリアや運行日時など、一定のルールを決めて、自宅と指定目的地間の移動を行う。 ・日中のタクシー需要が少ない時間を活用し、通常のタクシー事業（一般乗用）の範囲内で運行する。
目的	・住民の移動手段の確保（交通空白地域の解消） ・鉄道や幹線系統への移動（支線としての役割）
運行事業者	・袋井タクシー(株)
事業形態	・一般乗用旅客自動車運送事業
利用運賃	・ 1 台当たりの定額料金 500 円
乗車定員	・ 4 名
利用対象者	・ 一宮地区及び園田地区の住民
利用区間	・ 自宅⇄指定目的地
運行日時	・ 平日のみ 8 時 30 分～15 時 30 分 （予約時間 7 時 00 分～17 時 00 分）
利用方法	・ 利用開始希望日の 2 週間前までに、町へ利用登録申請（電話又はWEB 申請）。町から利用チケットが送付される。 ・ 利用希望時間の 1 時間前までに、袋井タクシー(株)へ電話予約 ・ 利用時に運転手へ利用チケットと運賃 500 円を支払う。
追加事項	・新たに調剤薬局 3 か所の追加（もりもり薬局・ミキ薬局・森町センター薬局）

2 利用実績

○実利用者運行回数（R 8.3.31 現在）

① 一宮地区

	20 代以下	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代以上	合計
運行回数	0 回	0 回	14 回	0 回	0 回	80 回	100 回	194 回
登録者数	0 人	0 人	2 人	0 人	1 人	15 人	31 人	49 人
実利用者数	0 人	0 人	2 人	0 人	0 人	6 人	19 人	27 人
実利用者利用率	0 %	0 %	100%	0 %	0 %	40.0%	61.3%	55.1%

※令和 7 年 9 月末時点 登録者数 45 名（4 名増）

② 園田地区

	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
運行回数	0回	0回	1回	13回	0回	116回	110回	240回
登録者数	0人	0人	1人	1人	1人	22人	29人	54人
実利用者数	0人	0人	1人	1人	0人	12人	17人	31人
実利用者利用率	0%	0%	100%	100%	0%	54.5%	58.6%	57.4%

※令和7年9月末時点 登録者数50名（4名増）

○月別利用実績

① 一宮地区

	運行回数 (A)	利用者数 (B)	平均乗車人数 (C) = (B)/(A)	実利用者数	運行費用 (D)	運賃収入 (E)	委託料 (F) = (D)-(E)	収支率 (G) = (E)/(D)
10月	29回	37人	1.28人	9人	63,310円	14,500円	48,810円	22.9%
11月	28回	32人	1.14人	11人	61,650円	14,000円	47,650円	22.7%
12月	40回	50人	1.25人	14人	98,560円	20,000円	78,560円	20.3%
1月	26回	30人	1.15人	10人	66,360円	13,000円	53,360円	19.6%
2月	29回	34人	1.17人	11人	69,690円	14,500円	55,190円	20.8%
3月	42回	47人	1.12人	13人	108,610円	21,000円	87,610円	19.3%
合計	194回	230人	1.19人	27人	468,180円	97,000円	371,180円	20.7%

② 園田地区

	運行回数 (A)	利用者数 (B)	平均乗車人数 (C) = (B)/(A)	実利用者数	運行費用 (D)	運賃収入 (E)	委託料 (F) = (D)-(E)	収支率 (G) = (E)/(D)
10月	35回	43人	1.23人	9人	61,390円	17,500円	43,890円	28.5%
11月	46回	50人	1.09人	11人	88,980円	23,000円	65,980円	25.8%
12月	33回	33人	1.00人	14人	73,230円	16,500円	56,730円	22.5%
1月	28回	30人	1.07人	12人	61,880円	14,000円	47,880円	22.6%
2月	44回	52人	1.18人	15人	97,040円	22,000円	75,040円	22.7%
3月	54回	59人	1.09人	20人	104,440円	27,000円	77,440円	25.9%
合計	240回	267人	1.11人	31人	486,960円	120,000円	366,960円	24.6%

○目的地別実績

	病院	買物銀行	行政	駅バス停	その他	合計
一宮地区	73 回	110 回	7 回	2 回	2 回	194 回
	37.6%	56.7%	3.6%	1.0%	1.0%	100%
園田地区	75 回	134 回	22 回	9 回	0 回	240 回
	31.3%	55.8%	9.2%	3.8%	0.0%	100%
合計	148 回	244 回	29 回	11 回	2 回	434 回
	34.1%	56.2%	6.7%	2.5%	0.5%	100%

秋葉線・秋葉中遠線・磐田線の運賃改定について

1 概要と目的

秋葉バス株式会社の運行する「秋葉線・秋葉中遠線」および、袋井市・磐田市・森町の2市1町で運行している自主運行バス「磐田線」について、近年の人件費や燃料代、修繕費等の維持コスト、車両価格の高騰などを踏まえ、路線維持に向けた収支改善のため、運賃改定（値上げ）を行いました。

以下は、自主運行バス磐田線の運賃改定についての内容になります。

2 運賃改定の内容

(1) 普通運賃の改定

【初乗り運賃、頭打ち運賃の比較】

	現行	改定後
初乗り運賃	180 円	200 円
頭打ち運賃	730 円	1,000 円

※運賃表、小児運賃・割引運賃については、別紙のとおりです。

(2) 頭打ち運賃の改定

収支改善に向け、頭打ち運賃を、現在の 730 円から 1,000 円に引き上げました。

(3) 改定日

令和 8 年 5 月 1 日（金）

※2009 年以來の運賃改定（消費税改定時を除く）

(4) 運賃改定までの手続きの流れ

- ・令和 8 年 1 月 第 2 回森町地域公共交通会議で、運賃改定実施について報告
- ・令和 8 年 2 月 運賃検討部会で、運賃改定について協議
国へ申請
- ・令和 8 年 4 月 運賃改定の許可が下りる。
- ・令和 8 年 5 月 運賃改定実施

下段 改定前運賃

— 2 —